

運動部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備について

令和5年2月28日 スポーツ庁 地域スポーツ課

運動部活動を取り巻く現状

H19年度

H22年度

- 中学校数

中学生世代の今後の人口動向の推計 (人) 3,500,000 3,288,235 3,033,381 3,000,000 2,555,000 2,369,000 2,500,000 2,125,000 **▲**28.0% 1,863,000 30年で約3割、90万人強が減 2,000,000 ※1989年は562万人、約50年で52%減という半減以下に 1,686,000 1,500,000 2018 2028 2038 2048 2058 2068 2078 (年)

中学生世代の人口数は4月1日時点において12~14歳の者の数厚生労働省作成「人口動態統計」月報(2017年5月)」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口(平成29年推計)詳細結果表」の「1. 出生中位(死亡中位)推計」)を基に算出。

123,071 125,000 120,542 118,325 116,815 100,000 11.2 11.3 11.3 11.3 11.3 50,000 25,000 10,955 10,814 10,628 10,478 10,370

運動部活動数

運動部活動の設置数(中学校)

(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

10,283

R3年度

13.0

12.0

11.0

10.0

9.0

11.3

115,686

運動部活動参加人数 (中学校)

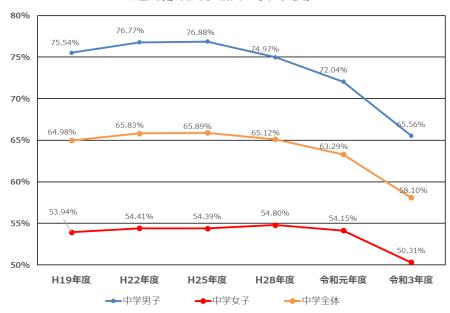


(出典) 日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

運動部活動参加率(中学校)

H28年度

---学校当たりの運動部活動数



(出典) 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

部活動の課題

・部活動への少子化の影響

⇒ 少子化に伴い、単一の学校では多様な部活動を維持することが困難となるため、<u>従来の学校単位での活動から地域単</u>位での活動も視野に入れたスポーツ環境の整備が必要。

勝利至上主義による過度な指導

⇒ 大会で勝つことのみを重視した長時間の厳しい練習は、怪我や事故につながる恐れもあり、成長過程にある子供の<u>心</u> 身の健全な発達のためのバランスの取れた指導が必要。

- 教師の負担の増加

- ⇒ 中学校教師が<u>土日に部活動に携わる時間は、約2時間</u>であり、<u>10年前と</u> <u>比べて倍増。教師の負担軽減が必要</u>。(参考図)
- ⇒ 担当する部活動の競技経験を有していない教師が指導せざるを得ない 実態があり、適切な指導体制の構築が必要。

※参考図:部活動による教師の負担

	休日		
	H18	H28	増減
部活動・クラブ活動	1時間06分	2時間09分	+1時間03分
全体	1時間33分	3時間22分	+1時間49分

	平日		
	H18	H28	増減
部活動・クラブ活動	0時間34分	O時間41分	+7分
全体	11時間00分	11時間32分	+32分



生徒にとって望ましい活動環境の構築や、教師の負担軽減を 一体的に図る<u>部活動改革が必要</u>

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中教審答申・平成31年1月)抜粋

特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである**。

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に 対する付帯決議(衆・令和元年11月、参・12月) 抜粋

政府は,教育職員の負担軽減を実現する観点から,<u>部活動を学校単位から地域単位の取組とし,学校以外の主体が担</u> <u>うことについて検討を行い,早期に実現すること。</u>

√ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月)抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。



令和3年度より、予算事業として「地域運動部活動推進事業」(2億円)を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、 指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ <u>部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務</u>であることを踏まえ、<u>部活動改革の第一歩</u>として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

- I. 休日の部活動の段階的な地域移行(令和5年度以降、段階的に実施)
 - 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保 (育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用)
 - 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
 - <u>拠点校(地域)における実践研究の推進とその成果の全国展開</u>

Ⅱ. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる I C T 活用の推進
- 主に**地方大会の在り方の整理**(実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等)

[※] 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

[※] 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。



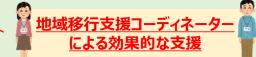
I. 休日の部活動の段階的な地域移行(学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備)

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、全国各地の拠点校(地域)において実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。

拠点校(地域)における実践

地域人材を確保・研修・マッチングする 仕組みの構築

- > 地域部活動の**運営団体の確保**
- 平日・休日の一貫指導のための連携・ 協力体制の構築
- ▶ 費用負担の在り方の整理
- ▶ 生徒のスポーツ環境充実に向けた学校 と地域の協働体制の構築 等



成果の検証・普及

◆実現方策の検討

⇒成果や課題について評価・分析を 行い、関係者とともに解決方策や 地域の実情に応じた地域移行の 進め方を検討



◆シンポジウムの開催

情報発信

⇒全国における多様な好 事例を情報発信し、部 活動改革の実現に向 けた取組を加速化





⇒拠点校における優れた取組や水果を域内に展開し、全市町村において取組を促進

Ⅱ. 合理的で効率的な部活動の推進

- □ 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での合同部活動によるスポーツ活動機会の充実に向けた実践研究を実施する。
- □ スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施する。

Ⅲ. 生徒にとって望ましい大会の推進

- □ 大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。
 - i. 地方大会の実態を踏まえ、参加大会数の設定や参加大会 の精選の考え方・手法等について明らかにする。
 - ii. 令和5年度以降を見据え、学校単位に限らず、生徒の多様 なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り 方を検討し、先導的なモデルを創出する。



都道府県·政令市

机点校(地域)

実施拠点数:114ヵ所

(市部:1ヵ所 町村部:1ヵ所

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立を実現

令和3年度地域運動部活動推進事業 (休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究)の状況について

- ✓ 現在、47都道府県、12政令指定都市に委託し、受け皿整備等について、市部及び町村部での実践研究を 実施。(102市区町村)
- ✓ <u>地域部活動の受け皿</u>としては、総合型クラブや競技別クラブなど<u>地域のスポーツクラブ</u>や、関係団体のとりまとめ や総合調整を担う教育委員会等がある。
- < 実践研究における部活動の受け皿の状況(事業計画)について >

	計	政令市	市区	町村
①地域スポーツクラブ (総合型クラブ、競技別クラブ等)	41 (40%)	3 (25%)	<u>22 (37%)</u>	<u>16 (53%)</u>
②教育委員会等	24 (24%)	3 (25%)	14 (23%)	7 (23%)
③体育(スポーツ)協会	7 (7%)	0	5 (8%)	2 (7%)
④民間スポーツ事業者	7 (7%)	<u>4 (33%)</u>	4 (7%)	0
⑤競技団体 (陸上協会、サッカー協会等)	6 (6%)	1 (8%)	3 (5%)	2 (7%)
6その他 (保護者会、地域学校協働本部等)	17 (17%)	2 (8%)	12 (20%)	3 (10%)
合 計	102 (100%)	12 (100%)	60 (100%)	30 (100%)

令和3年度地域運動部活動推進事業 (休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究)の状況について

< 実践研究における主な取組概要について① >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
①地域スポーツクラブ	茨城県	つくば市	陸上競技 バレーボール ソフトテニス 卓球 野球 剣道 バスケットボール サッカー	・市民団体「洞峰地区文化スポーツ推進協会」・総合型スポーツクラブ「つくば F C 」	・地域指導者(スポーツクラブ)・社会人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・つくばスポーツアカデミー (陸上) ・つくばユナイデッドSun GAIA (バレー) ・つくテニ (ソフトテニス) ・つくば明光卓球クラブ (卓球) ・筑波大学大学院野球コーチング論研究室 (野球) ・grow (バスケ) ・谷田部少年剣友会 (剣道) ・B Cつくば (バスケ) 	・ <mark>校長・PTAを中心に市民クラブを設立</mark> し、中学生のスポーツ活動の機会を確保。 ・ <mark>多種目にわたる地元のクラブチームと連携</mark> して、所属の選手が月一回程度、顧問に代わって中学生を指導。
	岐阜県	羽島市	野球 剣道 陸上 ソフトテニス	はしまなごみスポーツクラブ	・地域指導者(総合型クラブ)・大学生・教師(兼業兼職)	・羽島市スポーツ協会・岐阜聖徳学園大学	・原則、 <mark>すべての運動部活動の休日活動をクラブ化</mark> 。 ・生徒のクラブへの加入は希望制。 ・平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部 活動として実施。
②教育委員会	山口県	周南市	軟式野球 ソフトテニス バレーボール 卓球	周南市教育委員会	·社会人(自営業·民間企業等) ·教師(兼職兼業) ·部活動指導員	・周南市体育協会・周南市首長部局関係課・秋月中学校区地域教育ネット・秋月中学校PTA組織	 教育委員会が中心となり、関係団体と連携して拠点校の 全運動部で休日の部活動の地域移行を実施。 ・地域指導者には、運営主体が主催し、研修会を実施。
③ 体育協会	富山県	南砺市	バドミントン ソフトテニス なぎなた ソフトボール	南砺市体育協会	社会人	関係競技団体	・地域の体育・スポーツ団体等による小学校段階から中学校段階までの一貫した指導体制の構築を目指す。 ・休日における部活動や域内大会への参加(引率)を地域の指導者が担い、顧問教員が関わらないあり方について実証し、課題を整理。

令和3年度地域運動部活動推進事業 (休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究)の状況について

< 実践研究における主な取組概要について② >

	都道府県	市町村名	種目	運営団体	指導者	関係団体	概要
多様者	東京都	日野市	陸上競技 バスケットボール	スポーツデータバンク(株)	・地域指導者(コニカミノルタ) ・民間指導者(bjアカデミー)	・コニカミノルタ(株) ・(一社)bjアカデミー ・日野市体育協会	・地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が主に土曜日に中学生を指導。 ・部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施。
⑤ 競 技 団 体	新潟県	長岡市	バスケットボール サッカー 軟式野球 柔道 ソフトテニス バドミントン	・長岡市バスケットボール協会 ・長岡市サッカー協会 ・長岡市野球協議会 ・長岡市柔道連合会	・地域指導者(競技団体)・地域指導者(企業チーム)・教師(兼職兼業)・部活動指導員	・長岡市学校教育課 ・長岡市スポーツ振興課 ・(公財)長岡市スポーツ協会 ・ヨネックス株式会社	・市教委、市スポーツ所管課、市スポーツ協会の連携・調整を図る職員を配置。 ・関係団体横断型で、市における地域部活動を実践。 ・地元企業(ヨネックス)と連携した指導者派遣を実施。 ・長岡市スポーツ活動ガイドライン「NAGAOKA SPORTS Compass」に基づく活動の実施。
(地域学校協働本部)	滋賀県	安坦卡	バスケットボール 剣道 ソフトテニス 卓球	中学校区支援地域協議会	地域指導者(スポ少指導者) 退職教員 部活動指導員	彦根市体育協会	・「地域学校協働本部」において、地域のスポーツ団体等の協力を得ながら、「土曜日・放課後活動」の一環として実施することで、今後地域部活動をどの学校でも実践するための方向性を示す。

運動部活動の地域移行に係る先行事例



東京都日野市

- **地元企業の協力を得て、実業団で競技経験を有する社会人が** 主に土曜日に中学生を指導
- 部活動の顧問と緊密な連携を図りつつ、顧問に代わり指導を実施

運営主体: 日野市教育委員会

活動場所:日野第二中学校(生徒数501人)、三沢中学校(生徒数741人)

活動頻度:週に1回(主に土曜日)

指 導 者 :社会人(実業団選手・元選手)、スポーツ団体指導者

謝 金:指導者2,252円/1時間(交通費380円/1日)

参加者:75名 参加費:0円

協 力:コニカミノルタ(株)、日野自動車株式会社、(一社)bjアカデミー、

スポーツデータバンク(株)等

岐阜県羽島市立 竹鼻中学校

- ・ 令和3年4月から、休日の運動部活動を総合型地域スポーツ クラブの活動に移行
- ・ 休日における活動は、希望する生徒のみが参加
- <u>平日の部活動や休日の大会参加は、引き続き学校の部活動</u>と して実施

運営主体:総合型地域スポーツクラブ(はしまなごみスポーツクラブ)活動場所:竹鼻中学校(牛徒数563人)、地域のグラウンド等

活動頻度:休日

競技種目:野球、サッカー、男女テニス、男女バスケットボール、男女バレーボール

、陸上、卓球、剣道、柔道

指導者: クラブの指導者、外部指導者(保護者など)

謝 金:1,000円/1回 参加者:300名程度

参加費:500円程度/月(別途要保険料)

富山県朝日町立 朝日中学校

- 令和3年4月から、学校部活動の一部を地域クラブの活動に移行
- ・ 地域クラブ活動の指導者は、原則、従来より学校部活動の指導に関わっている部活動指導員・スポーツエキスパート・競技協会員であり、学校部活動との連携に取り組む

運営主体:朝日町型部活動コミュニティクラブ

活動場所:朝日中学校(生徒数211人)、隣接する町体育施設(体育館、

武道館、屋内・屋外グラウンド、テニス場など)

活動頻度:週1~3回(平日1~2回、休日1回)

競技種目:バスケットボール、柔道、剣道、卓球、陸上、バレーボール、ソフトテニス

指 導 者 : 地域指導者 (部活動指導員、スポーツエキスパート、競技協会員)

謝 金:6,000円/月 参加者:約130名 参加費:0円

大分県大分市立 野津原中学校

- ・ 令和3年4月から、休日のみならず平日を含めた全ての運動部 活動を段階的に総合型地域スポーツクラブに移行
- **中体連主催の大会については、引き続き学校部活動**として参加
- ・ 休日の練習試合等はクラブの活動として参加

運営主体:総合型地域スポーツクラブ (NPO法人七瀬の里Nスポーツクラブ)

活動場所:野津原中学校(生徒数63人)

活動頻度:平日4日、休日1日

競技種目:硬式テニス、男子バスケットボール、女子バレーボール

指 導 者 : クラブの指導者 謝 金 : 1,600円/1時間

参加者:25名 参加費:0円

運動部活動の地域移行に関する検討会議について



趣旨・目的

令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ること等を踏まえ、**運動部活動の地域への移行を着実 に実施**するとともに、地域におけるスポーツ環境を整備し、**子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築**することを目的として、**運動部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討**する。

概要

メンバー

- ✓ 有識者
- ✓ 地方自治体

(教育委員会、スポーツ振興部局)

✓ 学校関係者

全日本中学校長会、日本中学校体育連盟、 日本PTA全国協議会

✓ スポーツ関係者

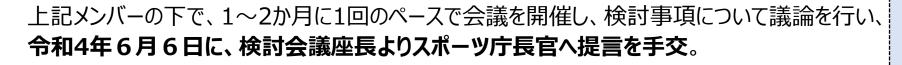
日本スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ全国協議会、日本スポーツ少年団、中央競技団体、大学スポーツ協会、笹川スポーツ財団、日本フィットネス産業協会、民間事業者

主な検討事項

- 1)地域における受け皿の整備方策
- 2) 指導者の質及び量の確保方策
- 3) 運動施設の確保方策
- 4)大会の在り方
- 5) 費用負担の在り方 等
- ※検討対象は主に中学校の部活動とする。



過去の検討会議の情報や提言は、 こちらからご参照ください。 (スポーツ庁ホームページ)



運動部活動の地域移行に関する検討会議提言(令和4年6月6日)の概要

1

※公立中学校等(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部)における運動部活動を対象

スポーツ庁

意義

○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体 的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵 養、自主性の育成にも寄与。

○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の 抑制。信頼感・一体感の醸成。 課

○近年、特に**持続可能性という面で厳しさを増しており**、中学校生徒数の減少が加速化するなど**深刻な少子**

○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど

- **化が進行**。 <生徒数:昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数:令和2年84万人>
- 、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導:平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- ○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまで の対応 ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月): 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月) : 令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る

〇中教審や国会等:「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘

○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。

- 〇スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)
- ○まずは、**休日の運動部活動から段階的に地域移行**していくことを基本とする
- ○目標時期:令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)

- ○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の 地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
- ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の運動部活動の地域移 行に向けた<u>改革集中期間</u>

証し、更に改革

R5

R6 R7

ΚŁ

- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進計画の策定・実施
- ・ 公的な支援

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討
- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

哈

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

- ※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
- ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
- ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

提言を踏まえたスポーツ関係団体への要請等について

1. 経緯

- 検討会議提言においては、運動部活動の地域移行の推進のため、国から日本スポーツ協会(JSPO)、各競技団体、日本中学校体育連盟等に対しては 大会の在り方の見直し等について、また、スポーツ安全協会に対してはスポーツ安全保険の充実について、要請すべき内容が盛り込まれた。
- 併せて、スポーツ庁や各地方公共団体等が、**幅広い関係者の協力も得て、地域におけるスポーツ環境整備を着実に実施**するとともに、**検討会議に参画した** 関係団体及びその他の関係団体等において、提言の内容を着実に実施することが求められた。
- これを受け、令和4年7月26日、スポーツ庁長官からJSPO、日本中学校体育連盟、スポーツ安全協会に対し、要請文を手交したもの。

2. 主な要請内容

日本スポーツ協会(JSPO)

下記の取組を進めるよう要請。また、JSPOに加盟している競技団体や都道府県体育・スポーツ協会等(以下「加盟団体」」という。)に対し、本要請を周知し、加盟団体の主催大会において、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方、参加資格、引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出すよう促すとともに、JSPOにおいて必要な協力や支援を行うよう要請。

- 1 地域におけるスポーツ活動の実施主体の確保
 - ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団など多様な実施主体を想定しながら対応。
 - ・総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の全国での運用開始、質的向上。地方公共団体等との連携による課題解決に向けた取組促進。
 - ・将来的に、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団を融合した地域スポーツクラブ(仮称)を形成し、運動部活動を融合していくことも考えられる。
- 2 地域におけるスポーツ指導者の質の保障・量の確保
 - ・競技団体等の主催大会において、監督・コーチの公認スポーツ指導者資格の取得を義務付け。より多くの指導者が資格取得を目指すような制度設計。
 - ・指導技術の担保や生徒への適切な指導力等の質の評価。暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶にも留意。
 - ・公認スポーツ指導者のマッチングサイトの活用。
- 3 大会の在り方の見直し等(加盟団体の主催大会における見直し等への協力・支援)
- (1)地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保
 - ・加盟団体が主催する大会への参加資格について、学校単位に限定している場合は、地域のスポーツ団体等の参加も認める。
- (2) 今後の大会の在り方
 - ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。
 - ・生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。
 - ・生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく(リーグ戦、能力別リーグ等)。大会全体の在り方も関係者で検討。
- (3) 大会参加生徒の安全確保
 - ・空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数(WGBT)等の客観的な数値を示す
 - ・天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。
- (4) 大会引率・運営に係る教師の負担軽減
 - ・外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。
 - ・大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。
 - ・参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。
 - ・JSPO、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークは、スポーツボランティア活動の推進に取り組むよう連携。

日本中学校体育連盟

下記の取組を進めるよう要請。また、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や引率規定の見直し等について、令和4年度中に結論を出すよう要請。都道府県等の中学校体育連盟の主催大会においても同様の見直しが行われるよう促すとともに、そのための必要な協力や支援を行うよう要請。

大会の在り方の見直し等

(1) 地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会参加機会の確保

- ・令和5年度から地域のスポーツ団体等の全国中学校体育大会への参加を認めることとしており、その着実な実施を図る。
- ・都道府県等の中学校体育連盟が主催する大会において同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

(2) 今後の大会の在り方

- ・自分のペースでスポーツに親しみたい生徒や、複数種目の活動に参加する生徒等の成果発表の場としてふさわしい、都道府県・市町村単位の大会開催。
- ・生徒にとってふさわしい全国大会の在り方や、適切な大会の運営体制等の検討。種目毎に適正な回数に精選。国と連携しつつ、関係者で協議・検討。
- ・生徒や地域のスポーツ団体等が自分たちにふさわしい場を選択できるようにしていく(リーグ戦、能力別リーグ等)。大会全体の在り方も関係者で検討。

(3) 大会参加生徒の安全確保

- ・空調設備の整った会場の確保。確保できない場合、夏季を避ける。大会開催の基準として、気温や湿度、暑さ指数(WGBT)等の客観的な数値を示す
- ・天候不順等により日程が過密になった場合、試合数の減や大会の打ち切りなど、生徒の体調管理を最優先に対応。

(4) 大会引率・運営に係る教師の負担軽減

- ・外部指導者による大会引率を可能とする。引率規定の見直し。
- ・大会運営は、主催者の団体等の職員により担われるべき。人員が足りない場合、外部委託やアルバイトの雇用等により補充。大会運営の体制の見直し。
- ・参加チームに対して審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、顧問・指導者に対して、主催者のスタッフとなることを委嘱。
- ・JSPO、笹川スポーツ財団及び日本スポーツボランティアネットワークによるスポーツボランティア活動の推進に関する取組等と連携。

スポーツ安全協会

スポーツ安全保険の補償内容の充実

・運動部活動の地域移行後も、地域でスポーツを行う生徒や保護者が安心できるよう、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償が受けられるスポーツ保険の整備。(既にスポーツ安全保険の補償内容の充実に向けた検討が行われているところ、引き続き、速やかな実施に向けて取組を推進。)

スポーツ安全協会において、スポーツ安全保険について、災害共済給付制度と同程度の補償とすることを決定・関係団体に通知(令和4年7月27日)

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた

環境の一体的な整備

令和5年度予算額(案)

28億円 18億円



令和4年度第2次補正予算額

(前年度予算額

19億円

方向性・目指す姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことがで きる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出
- 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。



「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識 の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、 体験格差を解消。

事業内容

I.部活動の地域移行等に向けた実証事業

11億円

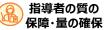
方針

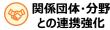
関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、 参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めると ともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業(取組例)

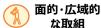








- ○関係団体・市区町村等との連絡調整 ○コーディネーターの配置、地域学校協 働活動推進員等との連携の在り方
- ○運営団体・実施主体の体制整備や 質の確保
- ○人材の発掘・マッチング・配置 ○研修、資格取得促進 〇平日・休日の一貫指導
- Oスポーツ·文化芸術団体、 大学、企業等
- ○スポーツ推進委員
- 〇まちづくり・地域公共交通





内容の充実



参加費用負担 支援等





○効果的な活用や

○多くの部活動の移行 〇市区町村等を超えた 取組

○複数種目、シーズン制 ○体験型キャンプ ○レクリエーション的活動

○困窮世帯の支援 ○費用負担の在り方

管理方法

(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業



Ⅱ.中学校における部活動指導員の配置支援 14億円



各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、 生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。 (補助割合: 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

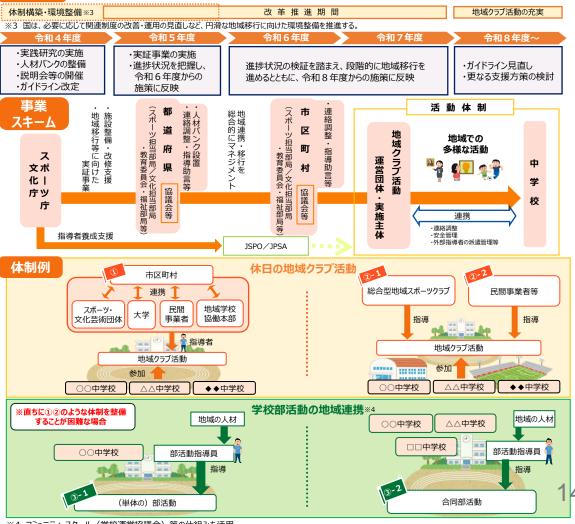
部活動指導員の配置を充実 【12,552人(運動部:10,500人、文化部:2,052人)】

Ⅲ.地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円



- 上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具の保管のための倉庫の設置、スマートロッ クの設置に伴う扉の改修等)。【新規】
- ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。
- ※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
- ※2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。 体制例は、あくまでも一例である。



※4 コミュニティ・スクール (学校運営協議会) 等の仕組みも活用

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた

環境の一体的な整備

令和4年度第2次補正予算額19億円



方向性・目指す姿

- ○令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文 化環境の一体的な整備に向け、地方公共団体が行う地域スポーツ・文化 クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援。
- ○地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消。
- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことがで きる機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化環境を一体的に整備し、多様な体験機会を確保。

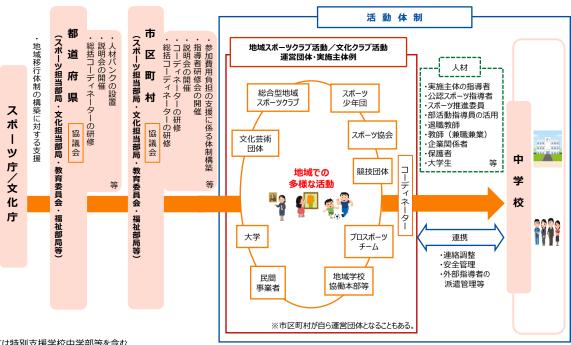
事業内容

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、地方公 共団体が行う移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行う。

地域移行体制の構築に対する支援

(補助割合:国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)※1

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等 を行う総括コーディネーターの研修会開催等に係る経費
- ・地域スポーツクラブ活動/文化クラブ活動の運営団体・実施主体と 中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディ ネーターの研修会開催に係る経費
- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催 等に係る経費
- ・部活動の地域移行に係る説明会開催に係る経費
- ・実技指導等を行う指導者研修会開催に係る経費
- ・広域的な人材バンクの設置に係る経費 ※2
- ・経済的に困窮する世帯の参加費用負担の支援に係るシステム設置・ 改修等の体制構築に係る経費
 - ※1 補助割合について、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
 - ※2 都道府県のみ対象(補助割合: 国1/3、都道府県2/3)
 - 注:本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。



インパクト(国民・社会への影響)

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向けた取り組みを行うことで、子供たちのスポーツ・文化活動の最適化による体験格差の解消 15 に寄与する。

令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について(1)



事例集 目次

- (1) 実践研究の概要
- (2) 実践研究の位置図
- (3) 実践研究の成果
 - ○休日の地域移行における運営形態の類型イメージ
 - ○地域移行の要素の例

(4) 事例

- ○休日の部活動の段階的な地域移行
- ○合同部活動等の推進

事例集 全体版はこちら

○運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 スポーツ庁HP https://www.mext.go.jp/sports/b menu/houdou/jsa 00116.html



主な内容

○実践研究の課題、成果や実践研究の成果や好事例を踏まえ、休日の地域移行における運営形態の類型イメージや地域移行の要素の例を提示。

〇事例については、休日の部活動の地域移行について47都道府県・12政令指定都市(102市区町村)の事例、合同部活動等について9件の事例を紹介。

運営形態の類型イメージ

	地域団体・人材活用型	市区町村教委が地域の団体(地域スポーツ団体や地元企業、大学等)や地域の指導者と連携し、運営する形で実施
市区町村運営型	任意団体設立型	市区町村が任意団体(一般社団法人や協議会等)を創設し、任意団体が運 営する形として実施
	競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施
	総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施
地 域 ス ポ ー ツ 団 体 等 運 営 型	体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施
	民間スポーツ事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施
その他	その他の類型 学校と関係する団体や地域学校協働本部等が運営する形として実施	

令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について(2)



特徴的な取組例(任意団体設立型)

岡山県 赤磐市 教育委員会

地域連携部活動推進協議会「磐梨 Dream Townプロジェクト」の設立・運営

- ・磐梨中学校が地域連携を深めることで地域活性化・まちづくりに取り組むため、新たに 運営主体となる「地域連携部活動推進協議会」を設立。
- ・「磐梨DreamTownプロジェクト」を掲げ、指導者の確保や各部活動ごとに専門部会を設置し、地域主体の運営を実施している。

小中学校における一貫した指導体制の構築

- ・地域の指導者が充実している部活動において、地域のスポーツ少年団との連携による 小学校から中学校までの一貫した指導体制の構築に取り組んでいる。
- ・また、学校の顧問と地域の指導者が密に連携することで平日と休日において一貫した 指導方針に沿った活動を実現している。

指導者の確保、育成による魅力ある部活動、教師の 負担軽減を実現

- ・「磐梨DreamTownプロジェクト」方針のもと、HP等で指導者を募集することで、41名程度の指導者を確保。
- ・指導者には、岡山県教育委員会が作成した教育観点の 内容などを含む資料を配布し、質の高い指導者の育成に 取り組んでいる。
- ・結果として、専門的な指導による保護者・生徒の満足度 向上や、教師の超過勤務時間の削減につながった。



「磐梨DreamTownプロジェクト」のパンフレット

特徴的な取組例(体育・スポーツ協会運営型)

静岡県 掛川市 教育委員会

部活動改革を市全体のスポーツ振興の機会と捉え、市のスポーツ協会と連携

- ・学校が管理する部活動から地域団体が管理する地域クラブへと、管理体制を変えることを目指し、各競技団体との連携や施設の管理に長けている掛川市スポーツ協会と連携を開始。
- ・将来的に、掛川市スポーツ協会が学校の部活動を地域のクラブに転換して運営することで、持続可能なスポーツ環境の整備につながることを期待している。

市のスポーツ協会がスポーツクラブの運営ノウハウを生かして実践研究を開始

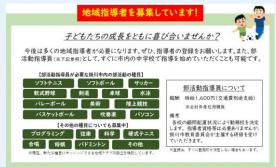
- ・冬季の水泳部の活動は、掛川市スポーツ協会が管理する施設にて行われていたという背景を活かし、まずは水泳競技を対象に、部活動の一部を地域クラブの活動に転換。
- ・将来的な平日の地域移行を見込み、火曜日と日曜日の平休日いずれにおいても地域スポーツ活動を実施。

HP等での情報発信により、市民総ぐるみのスポーツ活動を強力に推進

- ・この部活動のあり方について、子どもや保護者、学校、地域と共に考えることができるように、市のHPに動画やアンケート結果などの資料を掲載して、積極的な情報発信に努めている。
- ・将来的な地域クラブ化に向け、地域指導者の確保に努めている。市のスポーツ協会と連携し、各種目の競技団体に協力依頼をするとともに、市独自の人材バンクを設立し、HPやSNS、メール配信システム等を活用して、地域指導者の掘り起こしとマッチングを行っている。







令和3年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について(3)



地域移行の要素の例

関係者の巻き込み ・合意形成	・部活動に代わる地域のスポーツ環境構築の必要性・方向性を関係者に周知し理解を得る。 ・子供たちのスポーツ環境の在り方を関係者と協議した上で、方針について合意を得る。
運営団体の 確保・連携	・地域スポーツ活動を担う運営団体を確保する。 ・地域の状況に基づき、適切な運営団体(地域クラブ、競技団体など)を確保する必要がある。 ・1つの運営団体でカバーできる地域・種目が限定的な場合は、複数団体と連携する。
指導者の確保	・地域スポーツ活動の指導を担う人材を確保する。 ・質・量共に十分な人材を確保するため、多様な組織と連携して人材を掘り起こす。 ・掘り起こされた人材は、人材バンク等で管理し、ニーズに応じてマッチング等を行う。
地域でのスポーツ 機会の提供	・活動場所を調整し、運営団体が活動の責任者となって、地域スポーツ活動を実施する。 ・種目は、既存の学校部活動に縛られず、レクリエーション志向の活動など含め、生徒の志向 や状況に応じて、多様な活動を提供する。

関係者へのヒアリング実施・ニーズ把握情報発信(手引き・説明会・HP等) 地域スポーツクラブとの連携 体育・スポーツ協会との連携 地元企業との連携

検討会・協議会等の設置

人材バンクの設置 民間企業との連携 大学との連携・学生の活用

レクリエーション志向の活動の提供 ICT活用による施設の効率的運用 付加価値の高い指導の提供

※この他、運営団体や指導者等に係る財源の確保も要素の例となる。

特徴的な取組例

熊本県 南関町 教育委員会

総合型地域スポーツクラブ「NPO法人A-lifeなんかん」との緊密な連携体制構築

- ・「NPO法人A-lifeなんかん」は、平成24年に南関町体育協会と、前身組織の総合型地域スポーツクラブ「南関すこやかスポーツクラブ」が合併し結成。主な事業として、①スポーツクラブ・スクール事業②人材育成派遣事業③ヘルスケア事業などを実施し、地域のスポーツ・健康事業と連携して推進している。
- ・地域移行に取り組む以前から、スポーツクラブの種目として部活動と同種目を異なる時間帯で開講。部活動における外部指導者を兼務している者もおり、引き続き指導者確保の役割を担っている。

人材バンクによる指導者の確保

- ・平成28年度に指導者確保に向けて人材バンクを設置し、指導者の研修会受講を要件に 指導者認定を行ってきた。本年度は、延べ50名が研修を受けた。
- ・人材バンクを通じて現場ニーズを加味した指導者の派遣や指導者候補の希望に応じた、より広域での指導者の確保の実現に取り組むべく検討を進める。

地元企業巻きこみによる指導者確保

- ・専門性の高い指導者の確保のためには、地元企業等に所属する競技経験者等の掘り起こしが有用であると考えている。
- ・地元企業の方などが、仕事終わりや仕事中において指導することが可能な仕組みについて、 来年度以降に部活動検討委員会で議論していく。

山口県 防府市 教育委員会

指導者人材の把握・マッチングのため、地域部活動指導員を登録制に移行

- ・令和3年4月に「地域部活動実施要綱」を制定し、地域部活動指導員を登録制と定めた。・地域部活動指導員に対しては、年間2回の研修の受講を義務付けており、令和3年度は
- ・地域部活動指導員の主な要件は以下の通り。
 - ▶教育現場にふさわしい人格と意識をもつ者
 - ▶部活動指導等の経験を有し、競技等における専門的な指導のできる者
 - ▶20歳以上の者
- ・要件を満たす人材には「指導者バンク」に登録してもらい、実践研究拠点校の指導者は、 その人材の中からマッチングを行った上で教育長が任用するという体制をとっている。

指導者に対し年間2回の研修を実施するなど、指導者育成に注力

・地域部活動指導員に対しては、年間2回の研修の受講を義務付けており、令和3年度は4月、8月の2回実施。

4月:事業説明等を実施。

8月:アンガーマネジメントの研修等、地域部活動指導員による指導の質の向上にも寄

与する研修を実施。

18

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】





〇 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組 む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。

- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、 地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
 - ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。 II ~ IV は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

[学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- · 週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力 の下、**学校と地域が協働・融合した形での環境整備**を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の 関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒** の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等 を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、**段階的な体制の整備**を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等 により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・ 地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を 日指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に 応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し** ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験した**り**9 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像(イメージ)

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**(教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■**合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の 適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

- ■少子化の中、持続可能 な体制にする必要 (学校や地域によっては 存続が厳しい)
- ■地域の実情に応じた 段階的な体制整備

地域の実情に応じ、 当面は併存

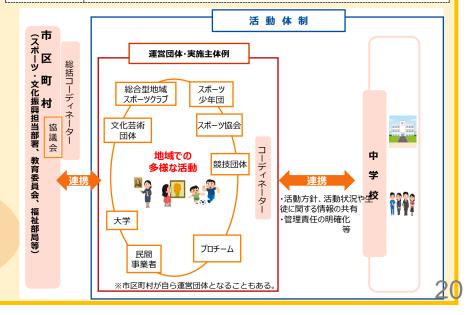
休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動

(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ <u>地域の多様な主体</u>が実施。学校は、活動方針、活動 状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団 体・実施 主体	①地方公共団体(※複数地方公共団体の連携を含む) ②多様な組織・団体(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少 年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、 大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者(一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒(※他の世代が一緒に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、 地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※「『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する 関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付スポーツ庁次長等)において、以下の内容を通知。

1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)」を周知。今後、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定。

※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を令和5年1月30日に公表済 https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338 5.pdf

2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定。 教育課程外の活動である部活動については、現在、学習指導要領の総則に関連の記載が盛り込まれているところ、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定。

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、必要な見直しを行うこと(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直すこと)。初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断すべきものであるが、今後の選抜の在り方について検討する際は、①学校部活動・地域クラブ活動の評価方法の明確化、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけではなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③中学校の教師の負担軽減に留意すること。

教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業 (まとめ)



- 地方公務員である公立学校の教師等(常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。)は、
 - ①<u>当該教師等が**希望する場合**であって</u>、
 - ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③服務を監督する教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)<u>の許可を得た場合</u>には、
 - 兼職兼業を行うことが可能です。※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。
- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、**服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。
- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督教育委員会内の教職員の服務を監督する部署は、必要な関係規程※・運用の見直しを行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要です。
 - ※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。

また、<u>服務監督教育委員会は</u>、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、<u>部活動の地域移行の</u> <u>趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等</u> <u>の兼職兼業の必要性等について説明をする必要</u>があります。

○ 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」において、 兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事 項をまとめていますので、服務監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等において も、ご活用ください。